

旧資金運用部資金

旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金

補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注 にしを付けること。

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：八雲町水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和42年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
団体名	八雲町	職員数 (H20. 4. 1現在)	5
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	78円 (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	890 (H19年度)
累積欠損金 (百万円)	47 (H19年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	26 (H19年度)
不良債務 (百万円)	0 (H19年度)	財政力指数	0.282 (H19年度)
資金不足比率 (%)	- (H19年度)	実質公債費比率 (%)	17.2 (H19年度)
		経常収支比率 (%)	91.6 (H18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<p>新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容</p> <p>旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容</p> <p>該当なし</p>
<p>〔合併期日：平成17年10月1日 合併全市町村：八雲町、熊石町〕</p> <p>町村合併はしたが、旧熊石町には、上水道事業がなく会計の統合はなかった。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	八雲町上水道事業公的資金繰上償還に係る経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	八雲町長 川代 義夫
既存計画との関係	八雲町財政健全化計画(前期)平成19年度～平成23年度
公表の方法等	議会への報告 (H20.12月中旬)、ホームページでの公表 (H20.12月中旬)
基本方針	八雲町財政改革大綱(平成19年3月策定)及び八雲町集中改革プラン(平成18年度～平成22年度)に基づき策定した八雲町財政健全化計画(前期)を基本に、住民に安全かつ安定した水の供給を図るため、簡素で効率的な経営体制を確立し継続可能な経営基盤の確立を目指すため長期的な視野を持った改革を進める。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		13.2	39.7	52.9
	補償金免除額		2.3	5.7	8.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として()書きで記入すること(以下、6において同じ。)

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道拡張事業			8,162	8,162
	配水管整備事業			5,378	5,378
	水源整備事業			8,208	8,208
	河北地区無水源簡水事業	3,508	13,188	17,906	34,602
合 計 (A)		3,508	13,188	39,654	56,350
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		3,508	13,188	39,654	56,350

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>本水道事業は、昭和42年1月1日に給水人口11,140人に給水を開始した。当初は、水源を河川からの伏流水としていたため、降雨時には、水質悪化に悩まされたことから、深井戸(地下水)に順次切り替え、現在はすべて深井戸に切り替えている。給水人口は年々減少傾向で今年度は10,993人となっている。</p> <p>平成13年度から純損失を生じていたが平成18年度に料金改定をし、基本料金で20%増(1,200円)超過料1m³当たり40%増(140円)の料金改定をしたことから、経常収支比率が平成18年度105.9、平成19年度110.9となり類型d7平均より上回る事となった。</p> <p>このことから、累積欠損金は平成23年度で解消される見通しとなっている。しかし、昭和40年から布設した配水管の布設替えを平成18年度から実施しており今後起債償還額が増加する傾向にある。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>給与水準・定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">給与の独自削減によりラスパイレス指数92.7と類団より低いが、今後も給与構造改革等により人件費抑制を図る必要がある。また、職員数も定員適正化計画を確実に実行しなければならない。</td> </tr> </table>	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化	給与の独自削減によりラスパイレス指数92.7と類団より低いが、今後も給与構造改革等により人件費抑制を図る必要がある。また、職員数も定員適正化計画を確実に実行しなければならない。	
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化			
	給与の独自削減によりラスパイレス指数92.7と類団より低いが、今後も給与構造改革等により人件費抑制を図る必要がある。また、職員数も定員適正化計画を確実に実行しなければならない。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成18年度に平均23.3%増の料金改定を実施したが、今後は5年毎に料金の見直しを検討し適正な料金として経営の安定を図る必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化	平成18年度に平均23.3%増の料金改定を実施したが、今後は5年毎に料金の見直しを検討し適正な料金として経営の安定を図る必要がある。	
	課 題	料金水準の適正化			
	平成18年度に平均23.3%増の料金改定を実施したが、今後は5年毎に料金の見直しを検討し適正な料金として経営の安定を図る必要がある。				
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理等サービス供給コストの節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設管理において、直営から管理委託するなど効率的な経営を進めるとともに、常に費用対効果を考慮し事業の計画的実施により、サービス供給コストの節減合理化が課題である。</td> </tr> </table>	課 題	維持管理等サービス供給コストの節減合理化	施設管理において、直営から管理委託するなど効率的な経営を進めるとともに、常に費用対効果を考慮し事業の計画的実施により、サービス供給コストの節減合理化が課題である。		
課 題	維持管理等サービス供給コストの節減合理化				
施設管理において、直営から管理委託するなど効率的な経営を進めるとともに、常に費用対効果を考慮し事業の計画的実施により、サービス供給コストの節減合理化が課題である。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">耐用年数の経過する配水管の布設替え、水道未普及地域への供給等が今後も考えられるが、過度な投資とならないよう計画的に事業を実施する必要がある。</td> </tr> </table>	課 題	資本投下の抑制	耐用年数の経過する配水管の布設替え、水道未普及地域への供給等が今後も考えられるが、過度な投資とならないよう計画的に事業を実施する必要がある。		
課 題	資本投下の抑制				
耐用年数の経過する配水管の布設替え、水道未普及地域への供給等が今後も考えられるが、過度な投資とならないよう計画的に事業を実施する必要がある。					
課 題					
課 題					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率	(%)	80.8	79.8	79.5	100.6	106.2	104.0	101.1	100.5	100.0	100.0
総収支比率(法適用)	(%)	86.3	85.6	85.3	105.9	110.9	110.3	107.2	106.6	106.0	106.0
経常収支比率(法適用)	(%)	86.3	85.6	85.3	105.9	110.9	110.3	107.2	106.6	106.0	106.0
営業収支比率(法適用)	(%)	95.8	95.6	95.8	122.3	130.1	138.7	122.5	121.5	120.7	119.9
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	15.1	33.6	52.1	36.5	25.7	15.8	7.7	0.5	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰入金比率	収益的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)									
	うち基準内繰入金	(%)									
	うち基準外繰入金	(%)									
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	地域により料金に違いがあったが、平成18年度からの水道使用料は、低かった地域の料金設定を見直し、他の地区の設定料金を適用した。それにより実質改定率は10㎡あたり23.3%となった。今後は下水道による増が見込まれるものの、高齢化等による減少を鑑み微増で見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入は、低所得者に対する使用料の減免部分(年額3～5万円程度)の繰入のみで、他の繰入は現在考えていない。また、経営指標等の繰入金には、繰入金の額が少額(年3～5万円)であるため数値としては、出てこない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	昭和41年度に布設した耐用年数の過ぎた配水管の更新がまだ4,013m残っており、特に、平成19年度から実施しているJR線路横断箇所の布設替えに多額の投資が必要となっている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	耐用年数の過ぎた配水管の布設替えは、年50,000千円程度の投資により計画的に布設替えを実施しているところであるが、平成19年度から21年度については、JR線路横断の配水管が3カ所あり、平成19年度に1カ所実施(36,000千円)、平成20年度1カ所(48,675千円)、平成21年度1カ所(48,700千円)と多額の投資箇所があり事業費が多額となるが、その後は計画どおり年50,000千円程度の事業費で平成24年度まで実施することにより概ね昭和41年度に布設した配水管の布設替えは、完了する予定であり、平成25年度以降の事業費は、年30,000千円程度となる見込みである。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容																		
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="129 300 636 1093"> <tr> <td data-bbox="129 300 636 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="636 300 801 427"></td> <td data-bbox="801 300 2157 427">八雲町の職員数は集中改革プラン(H18～H22)により削減されることになっている。内容は、事業毎ではなく八雲町全体(病院事業を除く)での計画となり、職員数の推移については、H18.4当初で303人をH23.4時点で276人、8.9%純減とするものである。直近では、H20.4段階で目標291人に対し288人としており、計画どおりの達成予定である。ただし、八雲町水道事業の職員数は、現在5名体制で実施しているが、これ以上減らすことはできない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 427 636 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="636 427 801 531"></td> <td data-bbox="801 427 2157 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 531 636 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="636 531 801 675"></td> <td data-bbox="801 531 2157 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成20年度給料表見直しを実施する(平成21年1月1日施行)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 675 636 810">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="636 675 801 810"></td> <td data-bbox="801 675 2157 810">水道事業では、技能労務職の該当者はいない。八雲町としては、技能労務職員について削減してきているが、今後も退職者不補充や業務の民間委託より人件費の抑制を図っていく。また、給与是正のあり方については、H20年度中に策定予定である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 810 636 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="636 810 801 954"></td> <td data-bbox="801 810 2157 954">給料表の見直しにあわせ、制度を廃止する。(平成21年1月1日施行)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 954 636 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="636 954 801 1093"></td> <td data-bbox="801 954 2157 1093">北海道市町村職員福祉協会の福利厚生事業や健康診断を行っており、今後もこれを基本に継続していく。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況		八雲町の職員数は集中改革プラン(H18～H22)により削減されることになっている。内容は、事業毎ではなく八雲町全体(病院事業を除く)での計画となり、職員数の推移については、H18.4当初で303人をH23.4時点で276人、8.9%純減とするものである。直近では、H20.4段階で目標291人に対し288人としており、計画どおりの達成予定である。ただし、八雲町水道事業の職員数は、現在5名体制で実施しているが、これ以上減らすことはできない。	給与のあり方			国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成20年度給料表見直しを実施する(平成21年1月1日施行)	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		水道事業では、技能労務職の該当者はいない。八雲町としては、技能労務職員について削減してきているが、今後も退職者不補充や業務の民間委託より人件費の抑制を図っていく。また、給与是正のあり方については、H20年度中に策定予定である。	退職時特昇等退職手当のあり方		給料表の見直しにあわせ、制度を廃止する。(平成21年1月1日施行)	福利厚生事業のあり方		北海道市町村職員福祉協会の福利厚生事業や健康診断を行っており、今後もこれを基本に継続していく。		
地方公務員の職員数の純減の状況		八雲町の職員数は集中改革プラン(H18～H22)により削減されることになっている。内容は、事業毎ではなく八雲町全体(病院事業を除く)での計画となり、職員数の推移については、H18.4当初で303人をH23.4時点で276人、8.9%純減とするものである。直近では、H20.4段階で目標291人に対し288人としており、計画どおりの達成予定である。ただし、八雲町水道事業の職員数は、現在5名体制で実施しているが、これ以上減らすことはできない。																		
給与のあり方																				
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成20年度給料表見直しを実施する(平成21年1月1日施行)																		
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		水道事業では、技能労務職の該当者はいない。八雲町としては、技能労務職員について削減してきているが、今後も退職者不補充や業務の民間委託より人件費の抑制を図っていく。また、給与是正のあり方については、H20年度中に策定予定である。																		
退職時特昇等退職手当のあり方		給料表の見直しにあわせ、制度を廃止する。(平成21年1月1日施行)																		
福利厚生事業のあり方		北海道市町村職員福祉協会の福利厚生事業や健康診断を行っており、今後もこれを基本に継続していく。																		
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="129 1201 636 1476"> <tr> <td data-bbox="129 1201 636 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="636 1201 801 1345"></td> <td data-bbox="801 1201 2157 1345">平成18年度からシステム保守の取りやめ、旅費の見直しを実施、また同年途中から料金システムの更新に伴い借り上げ料の縮減、臨時職員の不補充。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1345 636 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="636 1345 801 1476"></td> <td data-bbox="801 1345 2157 1476">平成18年度からメータ検針、料金徴収の委託、平成20年度から浄水場の管理業務を直営から委託に切り替えた。また、指定管理者制度の有効活用の検討を今後図っていく。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		平成18年度からシステム保守の取りやめ、旅費の見直しを実施、また同年途中から料金システムの更新に伴い借り上げ料の縮減、臨時職員の不補充。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成18年度からメータ検針、料金徴収の委託、平成20年度から浄水場の管理業務を直営から委託に切り替えた。また、指定管理者制度の有効活用の検討を今後図っていく。														
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		平成18年度からシステム保守の取りやめ、旅費の見直しを実施、また同年途中から料金システムの更新に伴い借り上げ料の縮減、臨時職員の不補充。																		
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		平成18年度からメータ検針、料金徴収の委託、平成20年度から浄水場の管理業務を直営から委託に切り替えた。また、指定管理者制度の有効活用の検討を今後図っていく。																		

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成18年度に料金改定を実施し、平均23.3%増とした。今後は、5年毎に経営状況を勘案し料金の見直しを検討することにより、経営の安定を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		予算決算を町広報及びホームページで、公表している。今後も住民にわかりやすい公表を心がけていく。
行政評価の導入		平成19年度に行政評価実施方針を定め、平成20年度試行、平成21年度本格実施を予定している。
5 その他		耐用年数の経過する給水管の布設替えに今後多額の投資が必要になってくることから、受益戸数の少ない未普及地域に供給することについて、過度な投資とならないよう計画的に実施する。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員給与を平成19年1月1日から平成20年12月まで7%、21年1月1日から平成21年3月まで2%の独自削減、管理職員手当は当分の間2%の削減を実施中、平成21年1月1日から国家公務員の給与構造改革を踏まえ給料表の見直しを実施する。職員数は、現在5名体制で実施しているが、これ以上の減数はできない。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成18年6月1日から料金改正(23.3%)を実施し、臨時職員の削減、浄化槽管理業務を、直営から民間委託に変更、事務用機器の更新見送り等経費節減に努めた結果、平成23年度には、繰越欠損金の解消を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰入は、低所得者に対する使用料の減免した部分(年額3万円～5万円程度)のみの繰入であり、今後も同様とし、他の繰入は考えていない。
4 その他(維持管理費)	平成18年度当初からメータ検針、料金徴収の委託、システム保守の取りやめ、旅費の見直しを実施した。また、同年途中から料金システムの更新に伴い借り上げ料の縮減及び臨時職員の不補充。平成20年度からは、浄水場の管理業務を直営から民間委託に切り替えた。今後も維持管理費の縮減に努める。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前(計画前5年度の間)に実施したものに限り、)から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が半年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内(又は計画前5年間)を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内(又は計画前5年間)を通じた改善額を「計画合計」欄(又は「計画前5年間実績」欄)に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、)の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、)の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること(旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。))。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
2	料金改定率				23.3									
	改善額(料金の適正化) 1				32	37	69	38	38	38	38	38	190	
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	43	46	46	45	39		40	41	41	41	41		
	改善額				1	2	3	2	0.1	0.3	0.4	0.4	3.2	
	給与水準													
	改善額													
	その他()													
	改善額													
	職員給与費(退職手当)													
1	職員数 (人)	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5		
	増減数 (人)													
3	維持管理費等	36	33	36	35	28		30	30	30	30	30		
	改善額(適正化)				3	5	8	5	5	5	5	5	25	
	工事コスト 2													
	改善額(縮減額)													
	その他()													
	改善額													
	累積欠損金比率	15.1	33.6	52.1	36.5	25.7		15.8	7.7	0.5	0.0	0.0		
	増減													
	企業債現在高	849	857	865	855	890		933	977	975	974	974		
	増減													
							計画前5年間改善額 合計	80					改善額 合計	218.2
													(参考) 補償金免除額	8.0

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

3 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
年間総有収水量 (千m ³)	1210	1204	1209	1204	1196	1197	1198	1199	1200	1201
公称施設能力 (m ³ /日)	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700	5700
1日最大配水量 (m ³ /日)	5434	4576	4107	5254	4430	4500	4500	4500	4500	4500
最大稼働率 (%)	95.3	80.3	72.1	92.2	77.7	78.9	78.9	78.9	78.9	78.9
供給単価 (円/m ³)	119.26	120.13	120.15	147.3	152.16	152.04	151.92	152.63	152.5	152.37
給水原価 (円/m ³)	147.55	150.52	151.12	146.38	143.23	146.2	150	151.79	152.5	152.37

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成20年度検討・平成21年度統合計画を作成し、平成24年度の事業統合を目標に計画を進める予定。